

消食表第 395 号

平成 27 年 7 月 30 日

国税庁課税部酒税課長

農林水産省消費・安全局表示・規格課長

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（公印省略）

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 289 号）が平成 27 年 6 月 2 日に公布、同年 6 月 12 日に施行され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正されたところです。

これに伴い、「食品表示基準Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号消費者庁食品表示企画課長通知）の一部を改正しました。また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に係る本 Q&A において明確化すべきと判断した点等についても別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。